

転貸の制限 管業 R02-43-1 <<#809>>

【問】 正誤をつけよ。

区分所有者Aが、自己所有のマンションの専有部分をBに賃貸した。なお、AB間の賃貸借契約は、定期建物賃貸借契約ではないものとする。Bが、Aの承諾を得ないで、その専有部分を第三者Cに転貸する契約を締結した場合でも、Cがその専有部分の使用・収益を始めない限り、AはBとの賃貸借契約を解除することができない。

【答え】 正しい

<<ポイント>> 転貸の制限 管業【★基本頻出】 宅建【★基本頻出】

- 1 賃借人は、**賃貸人の承諾**を得なければ、**賃借物を転貸**することができない。
- 2 賃借人が前項の規定に違反して**第三者に賃借物の使用又は収益をさせた**ときは、**賃貸人は、契約の解除**をすることができる。（民法 612 条 1 項、2 項）